



2011年8月発行 第42号
つちや通信

土屋税理士事務所
アイフィールド有限公司
福山市西深津町5-6-2
TEL: 084 - 923 - 6948
http://www.ai-field.co.jp

立秋とは名ばかりの暑い日が続いております。みなさま夏の疲れには充分ご注意ください。



土屋税理士事務所、アイフィールド(株)のホームページをリニューアルしました！
税務に関するお役立ち情報や、旬な情報を随時更新していく予定です。
ぜひ一度ご覧下さい♪

平成23年度税制改正法案の一部が成立！

衆議院で審議が止まっていた平成23年度税制改正法案について動きがありました。
今回の改正では◇中小法人等の軽減税率(18%)の延長、◇年金所得者の申告不要選択制度の創設、◇消費税の課税制度(免税事業者の要件及び仕入税額控除の95%ルール)の見直し、◇雇用促進税制(税額控除)及び環境関連投資促進税制(特別償却又は税額控除)の創設などが行われ、平成23年6月22日に成立しました。

なお、この改正に取り込まれなかった◇給与所得控除の上限設定、◇成年扶養控除の適用者に対する所得制限、◇法人税率及び減価償却率の引下げ、◇欠損金の繰越期間の延長、◇相続税の基礎控除の引下げ、◇相続税率及び贈与税率の改正などの法案は、現在審議中となっております。

～平成23年度税制改正で成立した主な事項～

企業関係

- 中小法人等の軽減税率(18%)の延長
- 法人税の中間申告制度の改正
- 試験研究を行った場合の特別税額控除の特例の延長
- 中小企業等基盤強化税制の延長 など

適用

平成24年3月31日までの間に終了する事業年度
平成23年4月1日以後に開始する事業年度
平成24年3月31日までに開始する事業年度
平成24年3月31日まで など

個人所得関係

- 上場株式等の配当・譲渡所得等の軽減税率の延長
- 認定NPO法人等への寄附に税額控除制度導入
- 年金所得者の申告不要選択制度の創設
- 還付申告書の提出期間の見直し
- 電子申告に対する所得税額の特別控除延長 など

適用

平成25年12月31日まで
平成23年分以後の所得税
平成23年分以後の所得税
平成23年分以後の所得税
平成24年分の所得税まで など

相続贈与・消費税・その他

- 消費税の免税事業者の要件を見直し
- 仕入税額控除の「95%ルール」の見直し
- 住宅取得等資金贈与の対象範囲の拡大
- 雇用促進税制の創設
- 環境関連投資促進税制の創設
- 不動産譲渡の契約書の印紙税率の特例延長 など

適用

平成25年1月1日以後に開始する事業年度
平成24年4月1日以後に開始する課税期間
平成23年1月1日以後に贈与された住宅取得等資金
平成23年4月1日から同26年3月31日に開始する事業年度
平成23年6月30日から同26年3月31日までの取得分
平成25年3月31日まで など

企業関係

・法人減税は先送り、中小法人等の軽減税率18%は維持

当初、目玉の一つとされていた「法人税率の30%→25.5%への引下げ」「中小法人等の年800万円以下の部分に適用される軽減税率の18%→15%への引下げ」といった減税が先送りとなりました。

ただし、中小法人等の軽減税率は18%のまま延長されたため、従来通りとなります。

中小法人等の所得金額	年800万円以下の金額	18%
	年800万円超の金額	30%

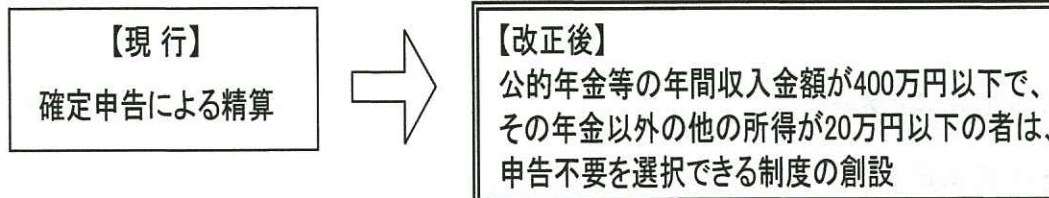
※適用・・・平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されます。

個人所得関係

・年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年金以外の所得金額が20万円以下の人は、その年分の確定申告書の提出が不要になりました。

注意：税金を還付してもらう人は申告が必要です

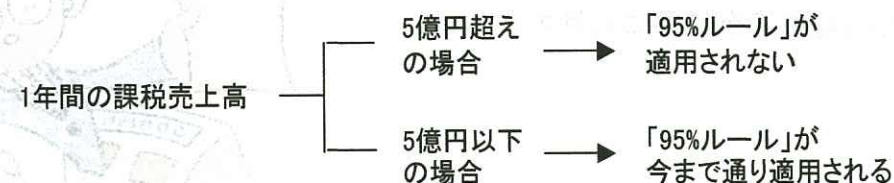


※適用・・・平成23年分以後の所得税から適用されます。

その他

・仕入税額控除の「95%ルール」の見直し

消費税の課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度(いわゆる「95%ルール」)について、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)を超える事業者には適用しないこととなりました。



※適用・・・平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

・住宅取得等資金贈与の対象範囲の拡大

平成22年までは、「土地の先行取得」は非課税枠の対象外だったのが、今回の改正では、住宅の新築に先行して土地を取得し、その土地の代金に贈与資金を充当した場合には、住宅取得等資金贈与の非課税枠の対象となることになりました。

注意：平成22年中の非課税限度額は1,500万円でしたが、平成23年中は1,000万円に縮小されています

※適用・・・平成23年1月1日以後の贈与について適用されます。

雇用を増やした企業を支援する税制

雇用を増やした企業の法人税等が減税になります。

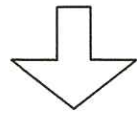
平成23年6月22日に成立した税制改正で、新たに“雇用促進税制”が創設されました。この制度は、一定数の従業員を新たに雇い入れた企業や個人事業者に対して、増加した従業員1人につき20万円(大企業は10万円)が法人税または所得税から減税されるというものです。ただし、確定法人税額・所得税額の20%が限度になります。

1、この制度を受けるための要件

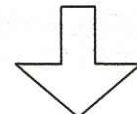
- ①青色申告法人(者)であること
- ②従業員を2人以上(中小法人等の場合)、かつ10%以上増加させること
- ③雇用を増やす人数等の予定(目標)を記載した「雇用促進計画」をハローワークへ届け出ていること
- ④当期と前期に会社都合による退職者がいないこと
- ⑤当期の給与支払額が前期よりも一定以上増加していること

2、ハローワークへの届出等のイメージ

【事業年度開始後2ヶ月以内】
目標の雇用増加数等を記載した「雇用促進計画」をハローワークに届ける。



【事業年度終了後2ヶ月以内】
ハローワークから、雇用増加の状況や離職者の有無など計画の確認(証明)を受ける。



確認を受けた「雇用促進計画」を税務申告書に添付する。



3、適用期限

この税制は3年間の時限措置です。

- ①法人の場合
平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度において、雇用を増やした場合に減税が受けられます。
- ②個人事業者の場合
平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間の各年において、雇用を増やした場合に減税が受けられます。

子ども手当の見直しが正式に決定!

子ども手当の見直しが正式に発表されました。現在は0歳～中学生以下の子どもを対象に、所得制限なしで、子ども1人につき一律月額13,000円が支給されています。

今回の見直しで、10月以降の支給額は0～3歳未満は15,000円、3歳～小学生は10,000円(第3子以降が15,000円)、中学生が10,000円となります。

来年度には、子ども手当を廃止し、児童手当に変わります。支給額は変わりませんが、年収960万円程度の世帯に所得制限を設けることになりました。共働きの家庭は、合算で960万円程度ではなく、年収の多い方で判断されます。

子ども手当の支給額

	支給月額	所得制限
現行制度 2010年4月～	中学生まで 1万3,000円	なし
2011年10月～	①3歳未満と 3歳～12歳の 第3子以降 1万5,000円 ②中学生と 3歳～12歳の 第2子まで 1万円	なし
2012年4月～	同上	年収960万円程度を 基準



※2012年度から児童手当に移行します

次のような方をご紹介下さい



このような悩みをお持ちの方

- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけているので大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい
- ◆ 売上、経費、借入金状況をすぐ知りたい
- ◆ 利益計画、予算管理など計画的な会社経営をしたい

